

施行日:令和 8 年3月31日

西春日井広域事務組合火災予防条例一部改正(簡易サウナ設備の基準)

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、屋外のテントやバレル(木樽)に放熱設備(サウナストーブ)を設置するケースが全国的に増加しています。そのためテント型サウナやバレル型サウナの構造等に応じた基準となるように見直しました。

簡易サウナ設備とは

- ・テントを利用した「テント型サウナ」



- ・木製で樽形の「バレル型サウナ」



次の1～3の要件を全て満たすもの

- 1 屋外又は直接外気に接する場所に設置
- 2 サウナストーブの定格出力が6kw 以下
- 3 熱源が薪又は電気

※ 簡易サウナ設備に該当しないサウナは、全て一般サウナ設備として規制されます。

※「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」(消防庁)の資料より引用

簡易サウナ設備の条例改正に伴う安全基準

- ・離隔距離: サウナストーブ周辺の可燃物が高温にならない、又は引火しない距離を確保する必要があります。(製造元が示す使用方法を確認する。)
- ・安全装置: 異常な温度上昇を検知し、熱源を遮断する装置の設置が義務付けられました。薪を熱源とする場合は、火災が発生した際、速やかに使用できる位置に消火器を設置することで、代替できることとなります。また、不燃材で造った「たき殻受け」を設けること。
- ・転倒防止: 地震や強風で倒れないよう適切な措置を行うこと。
- ・その他火災予防上必要な事項に係る基準を遵守すること。

届出について

・個人が設けるものを除き、簡易サウナ設備の届出が必要になります。

※個人が設けるものとは、自宅の庭などに設置し、本人や家族などが使用するためのもの。

なお、個人が設けるものであっても、利用料等を徴収する等、事業のために設置するもの
にあっては、届出が必要になります。

※個人で設けるものでも、西春日井広域事務組合火災予防条例に定める基準に従い設置する
必要があります。

問い合わせ先 ※ご不明な点があれば、下記の連絡先にお問い合わせください。

・西春日井広域事務組合消防本部 予防課

電話番号： 0568-22-4924



ゆめちゃん

あいちゃん

ゆうちゃん

製品の取扱説明書等を読んで正しく使いましょう。

強風時には使用しないでね。

ご協力、よろしくお願いします。